

○ 点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の全部改正について  
〔平成26年11月27日運免甲達第1012号〕  
石川県警察本部長から部課署長宛て

- 対号1 昭和44年9月4日付け収交二第317号「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の制定について」
- 対号2 昭和50年5月20日付け運免第170号「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の一部改正について」
- 対号3 昭和56年9月10日付け運免第374号「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の一部改正について」
- 対号4 平成元年12月15日付け運免第405号「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の一部改正について」
- 対号5 平成10年5月20日付け運免甲第133号「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の一部改正について（通達）」
- 対号6 平成12年6月8日付け運免甲第156号「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の一部改正について（通達）」
- 対号7 平成14年6月27日付け運免甲第16号「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の一部改正について（通達）」
- 対号8 平成21年6月4日付け運免甲達第17号「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の一部改正について（通達）」

点数制度による事務処理要領については、対号により、実施しているところであるが、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）及び警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第169号）が本年5月20日から施行されたことに伴い、別添のとおり事務処理要領を全部改正することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は平成26年12月1日をもって廃止する。

## 別添

### 点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領

#### 第1 総則

##### 1 目的

この要領は、点数制度による行政処分事務について標準的な事務処理要領を定め、その事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

##### 2 用語の定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「違反行為」とは、一般違反行為及び特定違反行為をいう。
- (2) 「一般違反行為」とは、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転に関し道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。
- (3) 「特定違反行為」とは、令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為をいう。
- (4) 「人身事故等」とは、人身事故及び建造物損壊事故をいう。
- (5) 「違反報告書」とは、違反行為に係る交通反則切符、交通切符、点数切符、現認報告書、その他の報告書類で行政処分に関するものをいう。
- (6) 「違反等登録」とは、「警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領の制定について」（平成21年5月11日付け警察庁丙運発第19号、警察庁丙情管発第47号、警察庁丙通施発第4号）に定める違反登録及び事故登録をいう。
- (7) 「違反等登録票」とは、違反等登録に関する違反登録原票及び事故登録原票をいう。
- (8) 「行政処分書」とは、違反報告書、違反等登録票、その他行政処分手続に関する調査書類をいう。
- (9) 「行政処分」とは、運転免許（以下「免許」という。）の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (10) 「免許の停止等」とは、免許の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (11) 「処分した旨の通知」とは、法第90条第11項、第103条第9項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）又は法第104条の2の2第7項の規定による処分をした都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から被処分者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分をした旨の通知をいう。
- (12) 「処分移送通知書」とは、法第103条第3項（法第107条の5第9項において準用する場合を含む。）又は第104条の2の2第3項の処分移送通知書をいう。
- (13) 「処分事案の移送」とは、処分事由発生時における運転者の住所地が他都道府県にある場合における当該処分事由発生地を管轄する公安委員会から当

該運転者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分該当事案の移送をいう。

- (14) 「処分執行依頼」とは、処分時における被処分者の住所地が他都道府県にある場合において、処分した公安委員会が、その者に対する処分書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）別記様式第19の3の3の処分書、別記様式第19の3の4の処分書又は別記様式第22の6の処分書をいう。）又は処分通知書（府令別記様式第13の3の処分通知書又は別記様式第13の4の処分通知書をいう。）（以下「処分書等」と総称する。）の交付をその者の住所地を管轄する公安委員会に依頼して行うことをいう。
- (15) 「警察署等」とは、警察署、交通指導課、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び地域課をいう。
- (16) 「警察署長等」とは、警察署等の長をいう。
- (17) 「取締り警察官等」とは、交通違反の取締り、交通事故の現場処理及び交通事故を起こした運転者等の取調べに従事する警察官並びに駐・停車違反に係る反則告知を行う交通巡視員をいう。

### 3 行政処分事務処理上の留意事項

- (1) 点数制度による行政処分は、警察庁情報処理センター（以下「情報処理センター」という。）に登録された違反等登録並びに処分及び処分短縮の登録に基づいて行うものであるから、これらの登録は迅速、的確に行うものとする。
- (2) 行政処分は、運転不適格者を迅速、的確に排除することによって交通安全を図ることを目的とするものであるから、行政処分を必要と認める事由が生じたときは、その事由を認知した時点において明らかな事実に基づいて速やかに処分を行い、もって将来における道路交通上の危険を防止し、併せて被処分者についても、危険性の早期改善を図るものとする。
- (3) 処分移送通知書の送付、処分をした旨の通知、仮停止通知書の送付及び処分執行依頼に関する事務は、関係都道府県警察と緊密な連絡と協力のもとに行うものとする。

## 第2 違反等登録票の点検

### 1 違反行為の発見報告

- (1) 取締り警察官等は、点数評価の対象となる違反行為を発見したときは、速やかに違反報告書を作成して、所属長に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査になお相当の時間を要するものであるときは、当該事故登録に必要な事項を、まずは即報するものとする。
- (2) 取締り警察官等は、点数制度による行政処分が取締り警察官等の作成した違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反行為の事実認定を適正に行い、かつ、違反報告書の記載を正確に行うものとする。
- (3) 取締り警察官等は、作成した違反報告書に係る人身事故等が、登録除外事由（別表第2）に該当すると認めるときは、違反報告書の欄外余白部分にその意見を付記するものとする。

## 2 警察署長等の措置

### (1) 登録票の作成

ア 警察署長等は、違反報告書に係る事案のうち、送致又は通告不相当と認めた事案以外の事案について、違反等登録票を作成するものとする。

イ 警察署長等は、交通関係の事務の処理に従事する警察職員の中から、違反等登録票作成責任者を指定し、違反等登録票の作成をその者において一元的に行わせるようにすること。

### (2) 登録票の点検

ア 警察署長等は、交通担当幹部の中から、違反等登録に関する審査責任者を指定するものとする。

イ 審査責任者は、違反報告書の所要欄に、違反等登録票の記載に必要な事項が正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検し、所要の整備をすること。

ウ 審査責任者は、審査に係る事案が人身事故等に係るものであるときは、違反報告書に記載されている違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故を起こした者の不注意の程度についての記載内容の不備又は事実の認定誤りがないかどうかを審査し、所要の整備をすること。

エ 審査責任者は、審査の結果、当該審査に係る事案が登録除外事由に該当すると認めるときは、違反報告書の所要欄にその意見を付記すること。

### (3) 行政処分書の送付

ア 警察署等において作成した行政処分書は、運転免許課（以下「主管課」という。）に送付する手続を行うこと。

イ 人身事故等又は6点以上の点数がつけられる違反行為に係る行政処分書を送付するときは、違反報告書の所要欄に処分量定上の参考意見を付記するとともに、事実の証明に必要な関係書類等を添付すること。

ウ 行政処分書は、一括して送付することを原則とするが、事実の証明に必要な関係書類が報告期日までに作成できないときは、関係書類に別記様式第2の送付書を添付して追送すること。

### (4) 行政処分書の送付期限等

行政処分書の送付は、次の要領によること。

#### ア 仮停止事案

(ア) 仮停止をした警察署長は、直ちに主管課長に対し、当該事案の事故登録に必要な事項を電話報告すること。

(イ) 警察署長は、前記(ア)の電話即報をした後において、速やかに当該事案の本処分を行う公安委員会に対し、行政処分関係書類を送付すること。

#### イ 重大事故事案

仮停止事案に準ずる重大事故、悪質・危険な違反（準仮停止事案）については、前記アの仮停止事案の例に準じた方法で行うこと。

#### ウ 前記ア・イを除く人身事故等に係る事案

事故発生の認知をしてから、原則として48時間以内に行政処分書の送付手続が終了するように行うこと。

エ 前記アからウまでに掲げる事案以外の事案

警察署等において、違反報告書を受理した日の翌日（休日の場合はその翌日）までに行政処分書の送付手続を終了するように行うこと。

(5) 行政処分書の決裁等

ア 警察署長等は、行政処分書の主管課への送付に関する事務を審査責任者に専決させるものとする。

イ 審査責任者は、審査責任を明確にするため、捜査管理簿等に登載された事件のうち、行政処分書を作成しなかったものについては、当該捜査管理簿等の余白にその旨を明記しておくこと。

ウ 警察署長等は、前記イの捜査管理簿等の記載及び違反等登録の原資料となった事件の送致記録によって、行政処分書の作成及びこれに基づく送付が適正に行われているかどうかについて指導、監督し、違反発見報告のあった事案について不適正な処理が行われることがないように配慮すること。

エ 警察署長等は、行政処分書を送付した事案については、登録内容の変更又は登録を不相当とする事情が生じたときは、速やかにその旨を主管課長に連絡すること。

3 主管課長の措置

(1) 警察署長等から送付された行政処分書については、速やかに必要な処理を行うこと。

(2) 主管課長は、その課の幹部職員の中から行政処分書点検責任者を指定し、その者において行政処分書の点検及びそれに基づく警察署等の登録票作成責任者の指導、教養が十分に行われるように配慮すること。

第3 違反等登録

1 違反等登録審査官の指定

主管課の行政処分担当課長補佐の職にある警察官を違反等登録審査官に指定する。

2 登録審査

違反等登録審査官は、警察署長等から送付された行政処分書に係る交通違反及び交通事故が違反等登録の対象になるか否かを審査し、当該交通違反又は交通事故の内容が点数評価の対象となるものであるときは、交通違反又は交通事故の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査すること。この場合において、交通事故を起した者の不注意の程度の認定は、別表第1の「交通事故の不注意の程度の認定基準」の「重い」「軽い」の区分について行うものとする。

3 登録除外

違反等登録審査官は、行政処分書に係る事案について違反事実の不存在若しくは事実誤認があると認めるとき、又は告知等の基準に該当しないと認めるときは、当該事案を違反等登録から除外し、交通事故に係る事案について別表第2の「交通事故に関する登録除外理由」に該当する事由があると認めるときは、当該事案を事故登録の対象から除外すること。

#### 4 違反等登録の迅速処理

登録審査は、行政処分書の点検の終了をまって直ちに行い、審査のために違反等登録に遅延を来すことがないようにすること。この場合において、違反報告書の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認める事案があるときは、明らかに登録除外を相当と認めた場合を除き違反等登録をし、当該事案について処分が行われるまでの間において所要の措置を講ずるものとする。

#### 5 違反等登録の決裁

- (1) 違反等登録は、登録除外に関するものを除き、違反等登録審査官に専決させること。
- (2) 登録審査官は、前記(1)によって専決した事務の取扱い状況等を別記様式第1の「違反・事故原票入力状況表」によって報告するものとする。
- (3) 前記3の登録除外に関する事務の決裁は、違反等登録審査官において当該登録除外を必要と認めた理由を違反報告書の所要欄に付記した上、個々の事案について主管課長の決裁を受けること。

#### 6 登録除外の特例

他の都道府県警察から移送を受けた事案について、処分量定の際に登録の変更又は除外を要すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして、当該事案の発生地を管轄する都道府県警察に差戻し、発生地を管轄する都道府県警察において登録の変更及び抹消を行うものとする。

### 第4 処分量定

#### 1 処分量定の方法

##### (1) 免許の拒否、保留

ア 新規免許の申請者に係る処分量定は、点数通報書記載の違反歴等が当該免許申請者のものであるかどうかを確かめ、その後に計算したその者の免許の停止等の回数、累積点数及び免許取消歴等に基づいて行うこと。この場合において、通報に係る違反歴等が同一人のものであるかどうかの確認は、点数通報書に記載されている違反運転者の本籍及び住所等の異同によって識別するものとする。

イ 併記免許の申請者に係る処分量定は、処分通報又は処分手配通報がなされている場合には、現に受けている免許の処分を行った公安委員会の処分決定に従って、それと同一の処分量定をすること。

##### (2) 免許の取消し、停止

点数通報書に記載されている処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反報告書に基づいて処分量定を行うこと。

##### (3) 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を所持する違反運転者に係る処分量定は、違反等登録を行う都道府県警察において、違反等登録の際に違反照会を行い、その回答に係る違反行為が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは、当該違反行為について点数計算を行う。

また、当該違反等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分の回答があ

ったときは、国籍及び住所等によって、当該違反歴等が同一人のものであるかどうかを確めた後に、免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容及び免許取消歴等に応じて次の措置を執ること。

ア 処分基準点数に該当するとき。

(ア) 違反等登録を行った都道府県警察が、国際運転免許証等を所持する者の住所地を管轄する都道府県警察であるときは、処分基準該当点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分書に基づいて処分量定を行うこと。

(イ) 違反等登録を行った都道府県警察が、国際運転免許証等を所持する者の住所地を管轄する都道府県警察でないときは、点数通報書の備考欄に計算した点数を付記して、住所地を管轄する都道府県警察に移送すること。

イ 処分基準点数に該当しないとき。

当該違反行為に係る行政処分書を保存する。

## 2 処分量定上の留意事項

(1) 処分基準点数に達することとなった違反行為が、交通事故事案であるときは、次の点に留意して処分量定を行うこと。

ア 当該事故登録の後において点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じていないかを調査し、その事情があるときは、処分量定をする者において点数計算をやり直し、その結果に基づいて処分量定をすること。

イ 当該交通事故が別表第1の「交通事故の不注意の程度の認定基準」の「軽い」に該当するものであるときは、同表の交通事故の不注意の程度「軽い」の細目区分についてその程度を認定し、「小」に該当すると認めた事案については、その内容が処分軽減を相当とするものであるかどうかを審査すること。

(2) 処分基準点数に達することとなった事案以外の違反行為については、違反報告書による違反事実の確認を行わないこととする。ただし、当該違反行為が5点の点数を付することとされている交通事故（処分猶予登録及び処分手配登録をしたものを除く。）である場合であって、点数通報に係る処分が免許の取消しであるときは、意見の聴取の際に当該交通事故について弁明を聴取し、又は当該交通事故の発生地を管轄する都道府県警察から該当する違反報告書の送付を求めて再審査を行うものとし、その結果、処分軽減が必要と認める事情があるときは、処分量定において考慮すること。

## 3 処分量定に関する事務の決裁

処分量定に関する事務の決裁は、事案の内容が定型的なものについては一括決裁を受け、重要又は異例なものについては、個別的に決裁を受けること。

## 第5 処分の移送等

### 1 処分移送通知書に関する事務

(1) 処分移送通知書の送付は、当該処分移送に係る事案の事実の証明に必要な関係書類を添付して行うこと。添付を要すべき資料は、次に掲げる資料等の

一部又は全部とし、必要に応じて他の書類を加えるものとする。

ア 交通違反の場合

- (ア) 点数通報書及び行政処分書
- (イ) 酒酔い・酒気帯び鑑識カード又は速度測定の記録の写し
- (ウ) その他違反事実の証明に必要な資料

イ 交通事故の場合

- (ア) 点数通報書及び行政処分書
  - (イ) 実況見分調書の写し
  - (ウ) 供述調書（被疑者、被害者、参考人）の写し
  - (エ) 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し
  - (オ) その他違反事実の証明に必要な資料
- (2) 処分移送通知書に添付する関係書類等は、事前にその内容を審査し、所要の整備をしたものを送付すること。
- (3) 処分移送通知書の処分をしようとする理由及び備考欄の記載は、府令別記様式第19については別記第1、府令別記様式第22の4については別記第2の記載例によって行うこと。

2 処分事案の移送

- (1) 処分事案の移送は、別記様式第2の「行政処分関係書類送付書」によって行うこと。
- (2) 前記1の(1)及び(2)は、処分事案の移送について準用すること。
- (3) 仮停止をした事案に係る行政処分関係書類は、仮停止をした警察署長において直送すること。

3 処分をした旨の通知等

- (1) 処分をした旨の通知及びその通知の際の処分執行依頼は、次により行うこと。

ア 処分した旨の通知の方法は、別記第3の「処分通知書」（以下「通知書」という。）を送付して行う。

なお、通知書の処分理由欄の記載は、別記第3-1の記載例及び次のとおりとする。

- (ア) 累積点数の基礎になった違反行為を発生日の順に記載すること。
- (イ) 令別表第2の規定に該当する過去3年以内における前歴の有無及び回数並びに累積点数、過去5年以内における取消歴等の有無を記載すること。
- (ウ) 違反行為が交通事故に係るものであるときは、違反名の次に交通事故の種別（死亡、重傷、軽傷、物損）を記載すること。
- (エ) 違反行為別の点数欄には、点数通報書に係る点数欄記載の点数を記載すること。

イ 処分通知書を送付する際に併せて処分執行依頼をするときは、被処分者に交付する処分書及び当該処分に係る行政処分書（処分（短縮）登録票の資料区分、処分登録公安委員会コード、処分年月日及び処分短縮に関するコード以外のコードを記載したもの。）を送付して行うこと。

(2) 処分執行依頼を受けた場合の措置

被処分者に対し処分書等を交付するときは、当該処分書等を交付した者において、処分書等に次の事項を記載して行うこと。ただし、前記(1)のイについては、これに交付者印を押印すること。

ア 処分が運転免許の効力の停止であるときは、処分書本文の処分期間の始期及び終期

イ 処分が免許の拒否又は取消しであるときは、処分書本文の処分種別と欠格期間及び処分書の交付年月日

第6 処分の執行

1 関係事務の集中処理

処分執行に関する事務は、原則として主管課において集中的に処理するものとする。ただし、文書による出頭通知に応じない者又は所在をくらますおそれのある者等に対しては、警察署において処分の執行を行うものとする。

2 処分執行の方法

(1) 意見の聴取事案

公安委員会及び警察本部長の行う意見の聴取事案については、意見の聴取終了後、直ちに被処分者に処分書等を交付して処分を執行すること。

(2) 非意見の聴取事案

前記(1)に掲げる以外の事案については、処分者講習の実施日に、主管課(行政処分係)において被処分者に処分書等を交付して処分を執行すること。

(3) その他

前記(1)及び(2)のうち、処分書の交付ができなかった被処分者に対する処分の執行は、警察署において被処分者を呼出し、免許証の提出を受け、処分書等を交付して処分を執行すること。

3 処分執行の際の留意事項

(1) 処分書等を交付するときは、処分書等の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認すること。

(2) 処分を執行するときは、あらかじめ口頭で処分理由を告げてから処分書等を交付すること。

(3) 前記(2)の口頭による告知の際に、告知を受けた者から処分理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置すること。

ア 申立てが過去の違反行為について、その不存在を理由とするものである場合

(ア) その者が、免許を受けている者であるときは、架空の事実について違反等登録がなされていることはあり得ない旨を説明し、処分書等を交付すること。

(イ) その者が、免許を受けていない者又は国際運転免許証等を所持する者であるときは、違反照会によって結果回答された違反行為が、生年月日、性別、氏名コード、本籍(国籍等)、住所等において一致する場合であっても、なお、同名異人の違反行為である場合があることを考慮して、処分の執行を一時見合せ、改めて当該違反行為に係る行政処分書の審査

を行い、人的同一性の確認をしたのち、処分書等を交付すること。

イ 申立てが、過去に行われた違反行為の発生日又は違反名の誤りに関するものである場合

当該通知を受けた者において違反行為の年月日、違反名等について具体的内容の陳述があり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、処分の執行を一時見合せ、当該違反行為に係る行政処分書の審査を行い、事実を再確認したのち、処分書等を交付すること。

ウ 申立てが、当該違反行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とするものである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、違反等登録の内容に事実誤認のおそれが認められる場合に限り、処分書等の交付を一時見合わせ、改めて事案内容を審査して処理すること。

## 第7 処分登録等

### 1 処分登録

(1) 処分登録は、原則として処分の執行をした日に行うものとする。

したがって、警察署で処分を執行したときは、直ちに主管課へ電話報告をすること。

(2) 処分登録は、被処分者に対し、処分書等を交付した都道府県警察において行う。

### 2 処分猶予に関する登録

(1) 処分猶予登録の手続

ア 処分猶予に関する登録は、主管課長の決裁を受けた後でなければ行ってはならない。

イ 処分猶予登録を適正に行うため、当該処分猶予登録に係る処分登録票には、その欄外に「処分猶予」と朱書し、主管課長の決裁印を押印しておかなければならない。

(2) 処分猶予の通知

処分猶予としたときは、必ず処分猶予とされた者の出頭を求め、その者の処分基準該当点数、処分猶予とした理由及び今後さらに違反行為をしたときは、処分猶予とした以前の違反点数が累積されるため、場合によってはより重い行政処分を受けることとなる旨を説明して、将来の再犯の際の行政処分について争いを生じないようにしておくこと。

### 3 処分手配登録

(1) 処分事案の移送に係る事案

処分事案の移送を受けた事案について処分を決定したときは、速やかに当該処分について処分手配登録を行うこと。

(2) 処分をした旨の通知に係る事案

処分をした旨の通知を行うときは、当該処分について処分手配登録をしたのち、処分書等を送付すること。

(3) その他の事案

前記(1)及び(2)以外の事案の処分手配登録は、おおむね次に掲げる者につ

いて行うものとする。

- ア 一回目の出頭通知において所在不明と認めた者
- イ 二回目の出頭通知に応じない者
- ウ その他、処分手配登録を必要と認めた者

#### 4 処分短縮登録

- (1) 処分短縮登録は、原則として処分短縮をした日に行うこと。
- (2) 40日未満の免許の停止等を受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録の際に併せて行うこと。
- (3) 処分を受けた後に他の都道府県から住所を変更してきた者から処分者講習の申出があったときは、次の要領で処分短縮登録の手続を行うこと。
  - ア 講習を申し出た者から、処分書等の提示を求めて処分事実を確認すること。
  - イ 住所変更について、免許証記載事項変更の手続きを採らせること。
  - ウ 処分管轄都道府県警察に連絡して、処分短縮登録票の作成に必要な事項を確認すること。
  - エ 処分の短縮を決定したときは、前記ウによって作成した処分短縮登録票によって短縮登録をすること。

#### 第8 運転免許証備考欄の記載

免許証備考欄の行政処分歴の記載については、30日処分該当者が主管課において処分の執行を受け、即日停止処分者講習を受けた場合においてのみ、受講年月日及び「済」を記載すること。

#### 第9 その他

##### 1 行政処分書等の保存

行政処分書等の保存は、次の要領で行うこと。

- (1) 行政処分をした事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、次の区分により保存すること。
  - ア 一般違反行為を理由として処分した事案 8年
  - イ 特定違反行為を理由として処分した事案 13年
- (2) 処分を決定したが、処分書等未交付の事案で、処分手配登録をした事案の関係書類は、処分手配年月日順に整理し、次の区分により保存すること（当該事案について処分書等の交付が行われたものについては、前記(1)により保管すること。）。その他の事案の関係書類は、一時、処分決定の順に整理保管すること。
  - ア 一般違反行為を理由として処分を決定した事案 10年3か月
  - イ 特定違反行為を理由として処分を決定した事案 15年3か月
- (3) 処分猶予とした事案の関係書類は、処分猶予の年月日順に整理し、5年間保存すること。
- (4) その他の事案の関係書類は、交通違反及び交通事故の別に次の方法で整理保存すること。
  - ア 交通違反  
警察署等の別に当該違反の発生年月日順に整理し、13年間保存する。

## イ 交通事故

発生年月日順に整理し、13年間保存する。

### 2 行政処分を免れている者に対する執行の確保

処分手配該当者を発見したときは、本県において手配した事案のみならず、他の都道府県警察の手配に係る事案についても、関係都道府県警察と緊密な連絡をとって、その執行の確保に努めること。

また、法第104条の3第2項の出頭命令及び第3項の免許証の保管の制度を活用するものとする。

### 3 点数制度の広報

- (1) 交通取締り又は免許証交付の際に点数制度に関する広報資料等を活用し、また、運転者講習会を利用する等により点数制度の周知に努めるものとする。
- (2) 取締り警察官等に対する指導教養を徹底し、交通取締りの際において違反運転者から点数制度に関する質問があった場合においても、適切な応答ができるようにしておくものとする。

なお、交通事故を起こした運転者から当該交通事故の点数について質問があったときは、交通事故の点数は、後日出頭通知書等の郵送又は警告通知をもって知らされる旨を教えるものとし、取締り警察官等において計算した点数を教えることがないようにするものとする。

### 4 警告通知

警告通知は、次に違反をすることによって処分を受ける点数になる場合に、その者に対して、現時点における累積点数を通知し、警告指導をするものである。

この通告業務は、自動車安全運転センターが行い、その範囲は次のとおりである。

- (1) 過去3年以内に処分前歴のない者が、違反行為をしたことにより、4点又は5点の累積点数に達したとき。
- (2) 過去3年以内に処分前歴の1回ある者が、違反行為をしたことにより、2点又は3点の累積点数に達したとき。

#### 附 則

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

別記第1 (第5関係)

<p>理 由</p>	<p> <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項  <input type="checkbox"/> 第5号に該当  <input type="checkbox"/> 第6号に該当  <input type="checkbox"/> 第7号に該当  <input type="checkbox"/> 第8号に該当  <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第2項  <input type="checkbox"/> 第1号に該当  <input type="checkbox"/> 第2号に該当  <input type="checkbox"/> 第3号に該当  <input type="checkbox"/> 第4号に該当  <input type="checkbox"/> 第5号に該当         </p>
<p>備 考</p>	<p>           添付書類 <input type="checkbox"/> 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し  <input type="checkbox"/> 点数通報書  <input type="checkbox"/> 行政処分書  <input type="checkbox"/> 実況見分調書の写し  <input type="checkbox"/> 供述調書の写し (<input type="checkbox"/>被疑者 <input type="checkbox"/>被害者 <input type="checkbox"/>参考人)         </p>

別記第2（第5関係）

<p>理 由</p>	<p><input type="checkbox"/> 道路交通法第107条の5第1項</p> <p>    <input type="checkbox"/> 第1号に該当</p> <p>    <input type="checkbox"/> 第2号に該当</p> <p><input type="checkbox"/> 道路交通法第107条の5第2項</p> <p>    <input type="checkbox"/> 第1号に該当</p> <p>    <input type="checkbox"/> 第2号に該当</p> <p>    <input type="checkbox"/> 第3号に該当</p> <p>    <input type="checkbox"/> 第4号に該当</p>
<p>備 考</p>	<p>添付書類           <input type="checkbox"/> 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し</p> <p><input type="checkbox"/> 点数通報書</p> <p><input type="checkbox"/> 行政処分書</p> <p><input type="checkbox"/> 実況見分調書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 供述調書の写し（<input type="checkbox"/>被疑者   <input type="checkbox"/>被害者   <input type="checkbox"/>参考人）</p>

別記第3（第5関係）

第 号  
年 月 日

公安委員会 殿

公安委員会 印

処 分 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を行ったので通知する。

記

住 所	
氏 名	
運転免許の種類	
国際運転免許証で運転することができる自動車等の種類	
処分理由	
処分内容	
備考	

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記第3-1 (第5関係)

処 分 理 由	違反行為の発生日	違反行為の種別等		点数
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	過去3年以内における 前歴の有無及び回数	有 無	回	累積点数
過去5年以内における 取消し歴等の有無	有 ・ 無			

別記様式第1（第3関係）

違反・事故原票入力状況表

年 月 日分

《前日繰越数》

赤 交通切符		青 反則切符		点 点数切符		事 事故	故 事件	
-----------	--	-----------	--	-----------	--	---------	---------	--

《個別取扱状況》

取扱者	原票種別	入力件数	エラー件数	県外エラー数	除外等
	赤 青 点 事故				
	赤 青 点 事故				
	赤 青 点 事故				
	赤 青 点 事故				
計	交通切符（赤）				
	反則切符（青）				
	点数切符				
	事故・事件				
総計					

《未入力件数》

	赤(交通切符)	青(反則切符)	点 数 切 符	事故・事件	備 考
繰越					
新規受入					
合計					

別記様式第2（第2、第5関係）

年 月 日

殿

警察署長

行政処分関係書類送付書

年 月 日当署管内で発生した運転者 に対する行政処分  
に必要な関係書類を次のとおり送付する。

記

- |                                  |                                  |
|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 実況見分調書  | <input type="checkbox"/> 被疑者供述調書 |
| <input type="checkbox"/> 被害者供述調書 | <input type="checkbox"/> 参考人供述調書 |
| <input type="checkbox"/>         | <input type="checkbox"/>         |
| <input type="checkbox"/>         | <input type="checkbox"/>         |

別表第1（第3、第4関係）

交通事故の不注意の程度の認定基準

不注意の程度の区分		認定基準
区分内容	区分略号	
交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合	重  い	当該違反行為をした者の不注意以外に交通事故の原因となるべき事由がないとき、又は他に交通事故の原因となるべき事由がある場合において、その原因が当該交通事故の未然防止及び被害の拡大の抑止に影響を与える程度のものでないとき。
上欄に規定する場合以外の場合	軽  い	当該交通事故が当該違反行為をした者の不注意及びその他の事由の競合によって発生したものである場合であって、交通事故の主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意によるものであるとき、又は当該違反行為をした者の不注意とその他の事由が交通事故の原因として等しいものであるとき。
	小	大以外の場合

備考

- 1 その他の事由とは、当該違反行為をした者以外の者の不注意又はそれ以外の事由をいう。
- 2 主たる原因が当該違反行為をした者の不注意によるものであるときは、当該交通事故発生の直接的原因が、当該違反行為をした者の不注意である場合又は当該交通事故における結果予見及び結果回避の客観的可能性の程度が、明らかに当該違反行為をした者において高いと認められる場合をいう。
- 3 特定違反行為の種別のうち、「運転殺人等又は危険運転致死等」、「運転傷害等（治療期間3月以上又は後遺障害）又は危険運転致傷等（治療期間月以上又は後遺障害）」、「運転傷害等（治療期間30日以上）又は危険運転致傷等（治療期間30日以上）」、「運転傷害等（治療期間15日以上）又は危険運転致傷等（治療期間15日以上）」又は「運転傷害等（治療期間15日未満又は建造物損壊）及び危険運転致傷等（治療期間15日未満）」については、不注意の程度の区分は「交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合」に該当することとなる。

別表第2（第2、第3関係）

交通事故に関する登録除外理由

- 1 交通事故が不可抗力によって起きたものである場合（当該交通事故の際の具体的事情から判断して、結果予見及び結果回避の可能性がなく、事故防止の期待可能性がない場合をいう。）
- 2 違反行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することが困難であったと認められる場合（違反行為をし、よって交通事故を起こしたと認められる場合であっても、当該違反行為をした者がその結果を予見することが困難であったと認められる場合であって、かつ、当該違反行為をした者に対し、危険に際しての結果回避行為に出ること、又はその行為に出たとしても結果回避を期待することは困難であったことが認められる場合をいう。）